

誰もがいきいきと暮らすまち

「加須市ともに生きる手話言語条例」を制定

■ 条例制定の背景

障害者の権利に関する条約（平成18年）、障害者基本法（平成23年）において、手話は言語であることが明記されており、手話を必要とする人が不自由なく生活できる社会を目指す機運が全国的に高まっています。

本市においても、関係団体である「加須市聴覚障害者協会」及び「加須市手話通訳問題研究会」から意見を伺うとともに、「加須市障がい者施策推進懇話会」においても協議を重ね、条例案の調整を行いました。

手話言語条例の制定状況

全国 185自治体（22道府県、2区、142市、19町）

うち埼玉県内 22自治体（1県、15市、6町）

■ 条例制定の目的

手話は一つの言語であることを改めて認識し、市民や市内事業者などに対し、広く手話への理解と普及の促進を図り、手話を必要とするすべての人が、いつでもどこでも自由に手話を使って意思疎通ができる地域社会を目指すために、条例を制定するものです。

■ 条例の主な内容

●前文

手話は言語であること、ろう者の置かれてきた状況、それらを踏まえての市の目指すべき姿について

●目的

手話に関する施策の推進により、市民がともに生きる地域社会の実現に寄与する

●基本理念

手話に対する理解と手話の普及促進にあたり、手話は言語であるとの認識のもと、ろう者等の意思疎通を図る権利を理解し、市民が相互に尊重しあうことを基本として行う

●市の責務、市民の役割、事業者の役割

市の責務＝手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を推進する

市民の役割＝市が推進する施策に協力するよう努める

事業者の役割＝ろう者等が利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境整備に努める

●推進方針

手話の普及促進や手話通訳者の確保、手話を学ぶ機会の確保など、具体的な施策の推進をするための方針を、関係団体等から意見を聴いて策定する

■ 条例の施行日

平成31年1月1日



手話通訳者養成講座Ⅰ課程の様子